

令和元年度第2回浜田市国民健康保険運営協議会 会議録

- 1 日 時 令和2年2月13日(木) 13時30分から14時45分まで
- 2 場 所 浜田市総合福祉センター 2階 会議室
- 3 浜田市国民健康保険運営協議会委員
 - (1) 出席者
14名
 - (2) 欠席者
3名
- 4 事務局

〔市民生活部〕	市民生活部長
〔市民生活部保険年金課〕	保険年金課長、国保係長、賦課給付係長
〔市民生活部税務課〕	税務課長
〔健康福祉部健康医療対策課〕	副参事、地域医療対策係長 健康づくり係長
〔支所市民福祉課〕	金城市民福祉課長、旭市民福祉課長、 三隅市民福祉課長
- 5 議題
 - (1) 報告事項

報告第1号	平成30年度浜田市国民健康保険特別会計決算について
報告第2号	令和元年度浜田市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
報告第3号	令和元年度浜田市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について
 - (2) 協議事項

諮問第1号	令和元年度浜田市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)案について
諮問第2号	令和2年度浜田市国民健康保険特別会計当初予算案について

6 会議録

事務局

失礼いたします。

皆様、本日は大変忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

ご案内しております時間になりましたので、ただいまから令和元年度第2回浜田市国民健康保険運営協議会を始めさせていただきます。

それでは始めに、本日の会議資料の確認をさせていただきます。

議案等につきましては、事前に送付させていただきましたが、ご持参いただいておりますでしょうか。本日お手元に2冊、「国民健康保険必携」と「令和元年度統計でみる島根の国保」、「参考資料1」、「参考資料2」をお配りしております。皆様お手元にありますでしょうか。

それでは、議案のほうをご覧ください。

1ページの次第に沿って会議を進めさせていただきます。

まず、会の成立宣言でございますが、議案を1枚めくっていただきますと、委員名簿がございます。

本日、ご欠席3名で、全委員17名中14名の出席でございます。

従いまして、協議会の成立要件であります過半数以上の出席がございますので、本日の会議が成立しておりますことをご報告いたします。

(浜田市国民健康保険条例施行規則第5条)

2番の市長挨拶でございますが、本日市長は他公務のため、市民生活部長が代わってごあいさつ申し上げます。

事務局

失礼します。本日は市長が他公務のため、挨拶を代読させていただきます。

【令和元年度第2回浜田市国民健康保険運営協議会市長挨拶】

国民健康保険運営協議会の開催にあたり一言ご挨拶申し上げます。

皆様におかれましては、平素から当市の国民健康保険事業の運営に対しまして、格別のご支援とご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

また、本日はご多忙にもかかわらず、お集まりいただき、誠にありがとうございます。委員の皆様には新たな任期での就任となり、今後約3年間お世話になりますが、よろしく願いします。

さて、先月におきまして、来年度県へ納める「事業費納付金」の金額が島根県から示されたところでございます。これを基に新年度予算案を示させていただき、今後も被保険者の皆様に信頼のいただける制度の維持に向け、しっかりと準備を進めてまいります。

本日は皆さんの忌憚のないご意見を伺いたいと考えておりますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

令和2年2月13日

事務局

はい、ありがとうございました。

本日の運営協議会は、昨年11月の委員改選後初めての会議でございます。お手元の議案2ページに委員名簿を掲載してございますけれども、新任の方もいらっしゃいますので、勝手ではございますが、名簿順に自己紹介をお願いしたいと思います。

(委員自己紹介)

事務局

委員の皆様方、どうもありがとうございました。それでは、続きまして、事務局の方も私から名前を呼ばせていただき、挨拶に代えさせていただきます。

(事務局挨拶)

続きまして、3番目の会長・会長代理選出でございます。

会長、会長代理の選出につきましては、国民健康保険法施行令の規定によりまして、公益代表委員から選出されることになっております。選出方法は恒例によりまして、公益代表委員による互選を行い、その後に委員の皆様方の承認を得る形をとらせていただきたいと思います。このようにさせていただいてよろしいでしょうか。

各委員

「はい。」の声

事務局

はい。それでは、公益代表委員の皆様方には、会場の外へよろしくようお願い申し上げます。この間、委員の皆様にはしばらくこの場でご休憩いただきますようお願い申し上げます。

公益代表委員：会場の外へ移動

【会場外にて協議のため暫時休憩】

【協議終了により再開】

事務局

大変お待たせしました。それでは、ただいまの協議結果について、ご報告申し上げます。会長に 様、会長代理を 様をお願いしたいと思います。この件につきまして、委員の皆様方の承認を頂戴したいと存じます。承認される方は拍手をいただけますでしょうか。

各委員

「拍手」による承認

事務局

ありがとうございます。それでは、会長様には会長席へ移動していただきたいと思います。よろしくをお願いします。

(移動)

それでは、会長様、会長代理様には一言ずつご挨拶をお願いしたいと思います。

会長

失礼します。ただいまご承認いただきました　　でございます。ここに来るまでこの様な事になるとは夢にも思いませんでした。私に出来るかなと思っておりますが、いずれにしてもこの会がスムーズにいくように進めないといけないと思っております。

皆様方のご協力をよろしくをお願いします。

各委員

「拍手」

会長代理

ただいま会長代理を受けました　　でございます。一番長くやっているという事で選ばれたのだと思います。会長の補佐をしていきたいと思っておりますのでどうぞよろしくをお願いします。

各委員

「拍手」

事務局

どうもありがとうございました。

それでは、5 番目、市長諮問でございます。

今回の諮問事項につきましては、

「令和元年度浜田市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）案について」と

「令和2年度浜田市国民健康保険特別会計当初予算案について」の2件でございます。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

そうしますと、6 番目、議事録署名委員の指名でございますけれど、ここからの進行につきましては、会長様をお願いしたいと思っておりますので、よろしくようお願いいたします。

会長

それでは、これより私の方で進めさせていただきます。

議事録署名委員につきましては、私から指名をさせていただきます。

医薬代表から、　　委員。被保険者代表から、　　委員。

お二人にお願いいたしますのでよろしくようお願いいたします。

続いて、議題に入らせていただきます。

平成30年度浜田市国民健康保険特別会計決算、令和元年度浜田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号及び第2号）の報告について、事務局から説明をお願いします。

事務局

失礼します。よろしくをお願いします。

それでは、失礼ではありますが、座って説明をさせていただきます。

まず始めに平成 30 年度浜田市国民健康保険特別会計決算の報告をさせていただきます。

議案の 4 ページ・5 ページをご覧ください。

前年度の決算につきましては、昨年 5 月に開催しました第 1 回の運営協議会にて 4 月末時点の見込額を報告させていただきました。4 ページ・5 ページは事業勘定と直診勘定の決算確定額を掲載しています。

いずれも決算見込額と大きな差はございませんが、事業勘定について、報告後に入金確認された保険料収入があったため、決算剰余金が見込額より約 600 万円多い 4,558 万 3,393 円となりました。

続いて今年度の浜田市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について報告いたします。

議案の 6 ページをご覧ください。

事業勘定について、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 5,858 万 9 千円を増額し、総額 66 億 1,524 万 7 千円とし、直営診療施設勘定の総額から歳入歳出それぞれ 388 万 8 千円を増額し、総額 2 億 7,686 万 1 千円とするものです。

内容ですが、繰越金として、先ほど説明しました平成 30 年度決算剰余金を計上しており、この剰余金については、浜田市国民健康保険財政調整基金条例第 2 条の規定により 2 分の 1 以上を浜田市国民健康保険財政調整基金に積み立てることになっていますので、その規定に基づき歳出にて基金への積み立てを行っています。

また、昨年度の保険給付費に対する交付金について、給付費の確定に伴う精算について調整を行っています。

直営診療施設勘定について、給与改定に伴う人件費の調整を行ったもので、人件費を 388 万 8 千円増額しています。

続きまして、今年度の浜田市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について報告いたします。

議案の 8 ページをご覧ください。

事業勘定について、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 404 万 3 千円を増額し、総額 66 億 1,929 万円とするものです。

内容ですが、給与改定に伴う人件費の調整を行ったもので、国保事務に係る人件費を 15 万 5 千円増額し、直営診療施設に係る人件費を 388 万 8 千円増額しています。

なお、この第 1 号補正予算及び第 2 号補正予算については昨年 12 月議会にて提案し、成立していることを報告させていただきます。

会長

報告事項として、平成 30 年度浜田市国民健康保険特別会計決算と令和元年度浜田市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号及び第 2 号）の説明がございました。ご質問、ご意見があればよろしくお願ひします。

なお、発言の際にはマイクをお持ちしますので挙手をお願いします。

はい、どうぞ。

会長

よろしいでしょうか。

各委員

「はい。」の声

会長

はい。それでは質問がないようでございますので続いて諮問事項へ移らせていただきます。

まず、令和元年度浜田市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）案について、事務局から説明をお願いします。

事務局

続きまして諮問第1号 令和元年度浜田市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）案について説明いたします。議案の10ページ・11ページをご覧ください。

10ページ事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,405万1千円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ67億334万1千円とし、直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ972万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億6,713万3千円とするものです。

まず、議案の11ページ、1点目の編成概要についてです。今回の補正予算は、決算見込みに基づく事業費の調整を行うものです。

2点目の予算規模は、先ほど予算書で説明したとおりです。

3点目の補正事項は、今回の補正予算から3項目を抜粋したものになります。

議案の12ページ、事業勘定の歳入歳出予算総括表の歳入についてです。各款ごとの補正額は記載のとおりで、金額の朗読は省略させていただきます。

国民健康保険料ですが、国民健康保険料は、令和元年度第1回国民健康保険運営協議会において答申された料率に基づき本算定を行い、補正予算編成時の調定額に基づき計上しています。一般被保険者分が当初予算額より減少している理由の一つとしては、一般被保険者数の減少が影響しているものと考えています。

県支出金は、歳出における一般被保険者に係る保険給付費の財源調整に関連し調整を行うものです。

財産収入は、国保財政調整基金に係る利子が当初見込より増加することに伴い調整を行うものです。

繰入金は、保険基盤安定負担金及び財政安定化支援事業にかかる交付額の決定のほか、直営診療施設の運営に係る財源調整に関連し調整を行うものです。

次に歳出についてです。各款ごとの補正額は記載のとおりで、金額の朗読は省略をさせていただきます、事業別の補正事項で、概要について説明をさせていただきます。

今回、財源内訳を記載しております。ここにあります一般財源とは、保険料収入になります。

議案の13ページの事業別の補正事項をご覧ください。

保険給付費についてご説明いたします。

保険給付費は、1億2,500万円の増額で、一般被保険者療養給付費及び高額療養費について給付見込み額の増に伴う調整及び財源振替を行うものです。

参考資料1の8ページから13ページをご覧ください。

令和元年度の保険給付の状況を載せております。令和元年度の当初予算として黒い実線、3月補正が破線となっております。これより、棒グラフが高いと平均予算を超えた月となります。ラインを越えた月が多いと増額補正が必要となります。

8ページには療養給付費について記載していますので、こちらも同様にご確認ください。

11ページ以降は退職被保険者等に係る給付状況となっております。

議案の13ページに戻ります。

保健事業費は、800 万円の減額で、特定健康診査事業の不用額の調整です。
諸支出金ですが、国保直診勘定への繰出金の調整を行っています。
以上の補正後予算額を円グラフにして、あらわしたものが、14 ページになります。
以上が、事業勘定の概要説明でございます。

事務局

続きまして、直営診療施設勘定の補正予算の概要を説明します。
議案の 15 ページをご覧ください。

令和元年度の直営診療施設勘定については、補正前の金額 2 億 7,686 万 1 千円に対して歳入歳出 972 万 8 千円の減額補正をし、2 億 6,713 万 3 千円とするものです。内訳は項目 1 番の歳入歳出予算総括表をご覧ください。歳入は記載のとおり診療収入は 1,069 万 5 千円の減額補正をしますが、諸収入が 600 万円増額となり、繰入金は 503 万 3 千円減額補正となります。

歳出につきましても記載のとおり減額補正をしますが、主なものとしては総務費として浜田医療センターや島根県からの医師派遣に伴う委託料の減額、医療費では薬剤購入費用の減額等が挙げられます。

16 ページでは補正後の歳入歳出予算についての割合をグラフに表しておりますので参考にしてください。

直営診療施設勘定の補正予算の概要説明は以上でございます。

事務局

事務局から 15 ページの直営診療施設勘定の歳入歳出予算総括表に誤りがありましたので、訂正をお願いします。歳入合計の 2 億 7,686 万 1 千円の減額補正の 972 万 8 千円で 2 億 6713 万 4 千円になります。あわせて歳出の方も数字が変わります。合計が 2 億 6,713 万 3 千円になります。10 ページの予算の直営診療施設勘定が正しい数字になります。項目が抜けておりましたので、合計が間違っていました。確認不足で申し訳ありませんが、訂正をよろしく願いたします。

事務局

以上が国民健康保険特別会計補正予算の概要でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

会長

諮問第 1 号につきまして、事業勘定と直営診療施設勘定の補正予算の説明がございました。数字の訂正をお願いします。ご質問、ご意見があればよろしく願いたします。

はい、どうぞ。

委員

令和元年度決算見込について、国民健康保険料 1 億 5,276 万 7 千円の主な事由と徴収率はどれぐらいになるのかと、滞納額はどれぐらいになるのか教えていただきたい。

事務局

先ほどの国民健康保険料の 1 億 5,200 万円の減額については、当初予算では基金の導入を入れないで当初予算をあげていました。5 月の第 1 回運営協議会の時に財政調整基金 1 億

2,000万円弱を入れることで保険料率を決めさせていただきました。ここで1億2,000万円強のマイナスが出てくるところでございます。3,000万円については、被保険者の減が主な理由になります。

事務局

徴収率ですが、令和2年1月末現在、現年分は68.93%、昨年より0.04ポイント同月比少なくなっております。滞納繰越分は15.7%、前年比0.11ポイント前年より上回っています。全体では62.61%、前年同月比0.38ポイント少ないところです。額については、収入未済額の合計は3億9,400万円で昨年より約500万円少ないところです。

会長

よろしいでしょうか。

他にございませんか。

はい。それでは、そのほかにご質疑、ご意見もないようでございますので、諮問第1号、令和元年度国民健康保険特別会計補正予算につきましては、説明どおりで承認することに決定をいたします。よろしゅうございますか。

各委員

「はい。」の声

会長

はい、それでは決定といたします。

続きまして、諮問第2号、令和2年度国民健康保険特別会計当初予算案について移りたいと思います。事務局、説明をお願いします。

事務局

それでは、諮問第2号 令和2年度度浜田市国民健康保険特別会計当初予算案について、説明させていただきます。

議案の17ページをご覧ください。事業勘定の令和2年度歳入歳出予算の総額をそれぞれ64億8,992万2千円、18ページ直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億4,367万2千円の計上となっております。

協議会委員様の改選により新任の方もいらっしゃいますので、改めて説明いたしますと、国民健康保険においては、国保運営の都道府県単位化という大きな制度改革が平成30年度より始まりました。具体的には、今までは市町村単位での運営でしたが、新たに都道府県も保険者として加わり、国保財政の安定化を目指すということで、島根県においても県の国保特別会計が新設され、県内市町村それぞれの医療費水準や所得水準などを基に算出された「国保事業費納付金」を島根県へ支払う一方で、市町村は保険給付に要した費用などを交付金として県から受け取る形に変わっています。市町村と都道府県のそれぞれの役割については議案の19ページにも記載してございます。

この事業費納付金は、一度決定されると年度途中で金額は変更されません。一方、浜田市が支払う保険給付費については、出産育児一時金と葬祭費を除いて全額が県の交付金として交付されます。したがって、年度途中で医療費が急激な上昇傾向となり保険給付費の支払い額が当初予算額を上回ることがあっても、増えた分だけ交付金が増えるため、今までのように保険給付費が増加した場合の財源に悩むことがなくなるという点では、制度改革が市町村

の国保財政にとって大きなメリットとなっています。

それでは、20 ページ、事業勘定の概要になります。

令和元年度当初予算と比較して増額となった主な理由は、国保事業費納付金額が約 1 億 5,000 万円減額となったことによるものです。この要因については後ほど説明いたします。

次に歳入歳出予算総括表です。

歳入について主なところをご説明いたします。

国民健康保険料 8 億 8,507 万 9 千円は、国保事業費納付金と納付金の対象となっていない経費を加えた額から、浜田市に直接入る予定の補助金などを除いた額を推計し、収納率を割り戻すことにより計上しています。

令和 2 年度の保険料率は、5 月に予定しています。次回の運営協議会において諮問し、保険料率を確定することとなります。これまでの国保料率の推移及び財政調整基金の状況等を参考資料 1 の 3 ページから 7 ページに載せております。

議案 22 ページをご覧ください。

国庫支出金ですが、医療保険加入者（患者）が医療機関及び薬局において、マイナンバーカード又は被保険者証を提示することにより被保険者資格の有無を確認する仕組みの導入が予定されていますが、これに関してシステム改修が必要となり、その経費の国庫補助が予定されているため予算計上しています。

県支出金ですが、「保険給付費等交付金」のうち、普通交付金は、一般及び退職被保険者に対する保険給付費の全額が交付されるもので、特別交付金は、市町村の特別事情や実績に応じて交付されるものです。そのうち保険者努力支援制度交付金について説明しますと、議案にありますとおり、医療費適正化に向けた取組等に対して点数評価され、その点数に応じて配分される交付金でございます。具体的には、特定健診の受診率向上、各種検診の取組、糖尿病等の重症化予防の取組、後発医薬品の使用促進、収納率向上に関する取組、適正な事業運営などについて自己採点し、その点数と被保険者数を乗じたものが交付額となる仕組みとなっています。

次に繰入金ですが、23 ページをご覧ください。こちらに繰入金の内訳がございます。

繰入金のうち、一般会計から保険料の軽減などの基盤安定制度、職員人件費や国保事務費、出産育児一時金の 2/3、財政安定化支援事業といった法律に定められた繰入金のほか、障害をお持ちの方などへ独自に医療費助成を行うことによる国・県の補助金カット分や保健事業、直営診療施設への運営費補助を目的とした、国保被保険者のみに限定されない、浜田市の政策的な繰入金を計上しています。

次に歳出についてです。議案 24 ページをご覧ください。

歳出につきましても主なところをご説明いたします。

総務費は、職員人件費をはじめとした一般管理費等でございます。23 ページに内訳を載せております。主な増額理由は、令和 2 年度後半に移行・稼働を予定している、国保事務事業の標準化等を目的とした「市町村事務処理標準システム」の導入に係る経費を計上しているためです。このシステムは、毎年のように制度改正等が行われる国保制度の性格上、市町村が大量かつ複雑な事務処理を行っているという全国的な課題に対し、事務処理等の標準化・効率化を図るために国が開発したもので、市町村はこのシステムを利用することを強く推奨されています。令和 5 年度までの移行に対し、導入に係る補助が受けられることから、令和 2 年度は浜田市・出雲市・吉賀町が導入を予定しております。

保険給付費は、医療費推計にあたり、毎月月報で報告している保険給付費の記録に基づき、

過去 2～3 年間の給付費実績から伸び率を乗じて積算するという統一的な方法で島根県が推計した額を参考とし、浜田市が推計した額を予算計上しております。

保険給付費については、1 人あたりの医療費の資料として、先般送付いたしました「統計でみる島根の国保」の 11 ページ、12 ページをご覧ください。平成 30 年度の実績において、浜田市は、県内で 5 番目に高い数値となっております。また、参考資料 1 の 17 ページ（一番後ろ）をご覧ください。これは、令和元年度上半期の一人あたり医療費の速報値であり、県内 4 番目に高い状況でございます。

25 ページをご覧ください。

国保事業費納付金です。令和元年 11 月に島根県から、仮係数に基づく事業費納付金額が通知されたため、その額を予算計上しています。

なお、令和 2 年 1 月下旬に島根県から確定係数に基づく事業費納付金額が通知されましたが、予算編成スケジュール上、当初予算額に反映することができなかったため、令和 2 年度補正予算の計上により増減の調整を行う予定です。

納付金の計算方法について説明いたしますので、本日お配りしています参考資料 2 をご覧いただけますでしょうか。

参考資料 2 の 1 ページは、納付金の概況について 1 枚にまとめたものです。

2 ページは、一般被保険者の医療分について、納付金がどのように決まったかをまとめた図を掲載しています。

なお、ここでの数字は、すべて確定係数に基づくものを載せています。

まず、島根県全体の保険給付費がいくらになるのかを推計した結果、約 522 億円となったので、そこから島根県に入る公費を除いた額が事業費納付金の算定基礎額となります。その額を、医療費や所得水準、被保険者構成を基に市町村ごとの納付金に按分します。浜田市は県内で国保加入世帯の所得は低いほうにありますが、ご承知の通り医療費は高いため、1 人当たりの納付金額が高くなっています。

参考資料 2 の 3 ページは一般被保険者の医療分について、納付金が決定するまで、また標準保険料率が算出されるまでを各ステップに分けて掲載しています。マイナスとなっているものは納付金が減る要素、プラスとなっているものは納付金が増える要素であるとお考えください。

初めのほうで、「国保事業費納付金額が約 1 億 5,000 万円減額」と申し上げましたが、3 ページのステップ 1 の「前期高齢者交付金などで控除される額約 268 億 9 千万円」の部分をご覧ください。

まず、「前期高齢者交付金」とは何かについて、改めて説明いたします。前期高齢者交付金は、平成 20 年度の制度改正により、国保や被用者保険、後期高齢者医療保険など保険者間の前期高齢者（65 歳以上の人）の偏在による負担の不均衡を調整するため、各保険者が、被保険者数に応じて納付金を拠出し、交付金を受けることになったもので、概算で交付される額と、前々年度の保険給付費の確定によりプラスとなったりマイナスとなったりする額から成り立っています。

前期高齢者の前々年度、つまり平成 30 年度の給付費が確定したことにより、令和 2 年度においては、精算により、概算額に上乘せして県へ交付されることで、令和 2 年度の納付金を引き下げることとなりました。これが前年度当初予算と比較して納付金額が減少した主な要因となっています。

4 ページの、一般被保険者の後期高齢者支援金分、また 6 ページの介護納付金分についても、基本的には同様の考え方で事業費納付金が算出されていますが、医療分と異なる点がありまして、それは県全体の事業費納付金を市町村ごとに按分する際、医療分のように、医療

費水準の高い低いと納付金額の高い低いに影響しないようになっています。

議案の 25 ページに戻っていただきまして、保健事業は、特定健康診査、特定保健指導事業に係る事業費と、脳ドック及び人間ドック等に係る保健衛生普及費、医療費通知や後発医薬品利用促進などの医療費適正化事業等に係る経費を計上しております。

各事業のうち、①番目の特定健診・保健指導については、平成 30 年度から健診の自己負担を無料としていまして、令和 2 年度以降も当面この無料を続けていく予定です。

また、③番目の医療費適正化事業について、昨年度に引き続き、糖尿病性腎症の重症化予防対策事業として、医療機関とも協力しながら対象となる方に対しての指導を進めていきます。島根県の栄養士会といった地元の団体の協力を頂きつつ、市の保健師・栄養士のスキルアップを図りながら、生活習慣病に係る医療費の適正化に向けた取組みを続けます。

以上が、事業勘定です。

事務局

続きまして、27 ページをご覧ください。令和 2 年度当初予算の直営診療施設勘定概要についてご説明申し上げます。

令和 2 年度の直営診療施設勘定の当初予算額は、歳入歳出 2 億 4,367 万 2 千円になります。まず、歳入では診療収入の実績を考慮した減額とし、国民健康保険特別会計の事業勘定からの繰入金は 1,636 万 7 千円減額として計上をしています。

続きまして、歳出では医師 1 名と看護師 3 名の退職が影響し、総務費が 2,087 万 9 千円の減額となります。医師 1 名の退職は非常に痛いものでありますが、令和元年度に引き続き島根県から内科医師 1 名を派遣していただき診療をカバーしていくこととしています。医療費については、841 万 1 千円の減額としています。これは前年度の実績を考慮して薬剤購入費用等を減額したものです。28 ページには歳入歳出予算の内訳を、29 ページには歳入歳出予算の割合をグラフに表しておりますので、参考にしてください。

直営診療施設勘定の令和 2 年度当初予算の説明は以上になります。

会長

はい。事務局の説明が終わりました。それでは、諮問第 2 号 令和 2 年度当初予算につきまして、質疑、ご意見を伺います。

はい、どうぞ。

委員

「統計でみる島根の国保」は全般に見てわかりやすいですが、先般山陰中央新報に、国保収支 3 年ぶりに赤字という事ですが、3 ページ目の国保財政の収支は黒字と書いてあります。仕組みが変わったという事ですが、収支が少しわかりづらいので、説明をお願いしたい。

国保事業で浜田市が 1 人あたり他に比べると 2 番目ですよね。資金を注ぎ込んでいる割には、医療費は下から数えた方が早いくらい悪い。特定健診の受診率は高いが保健指導は低く、成果が出ていない。急にそうなったわけではないですが、対策を考えての予算になっているのでしょうか。そこらへんが上がってくると、医療費が下がり全体的に予算も減る方向に繋がるのではないかと。検討をして対策をすればいいのではないかと思います。

最初の新聞報道との兼ね合いについて説明をお願いします。

事務局

ありがとうございます。今朝作成しました資料を追加で配らせていただきます。

委員の言われていたのは、2月4日新聞報道の「国保収支3年ぶりに赤字」ということの説明ですが「決算総括表」の収支ですが、実質収支と単年度収支とあります。

冒頭でも説明しました「平成30年度約4,500万円の剰余金があった」というのは、実質収支の方で、単年度収支とは、歳入から財政調整基金繰入金、これは基金を取り崩した際の歳入、前年度の繰越金を抜いた歳入、歳出については、基金の積立金いわゆる繰越金の一部を積立てるというものですが、ここを抜いた金額が単年度収支です。ここでいきますと収支差引額が△約5,800万円という事で赤字になっております。単年度収支のなかには諸支出金1億6,600万円、これは前年度もらっていた補助金を一部返還するという金額が入っております、平成30年度中に7,600万円を国や県に返還しているお金となっておりますので、実際それを、本来であれば前年度の繰越金から賄っていますが、単年度収支の考え方からいきますと、支出として残るのでマイナスとなります。

新聞によりますと、単年度収支なのか実質収支なのか明確にされないまま、久しぶりに赤字になったとだけ新聞に出たという事で、先般島根県の会議の中でも、誤解を生じるという事で島根県から報道機関へ申し入れを行われたと聞いています。実際、実質収支にて国保の財政が継続的に運営できるかが重要という県の認識と浜田市も認識しているところです。

会長

よろしいでしょうか。

委員

これは浜田市ですよね。県下全体ではどうですか。

事務局

平成30年度につきましては、19市町村中13市町村が単年度収支でいきますと赤字になっていますが、実質収支でいけば赤字は1保険者と聞いています。繰越金を考慮してそれらをふまえて前年度の返還金等でやりくりしています。県とか市町村は実質収支のところで運営と考えています。

会長

よろしいでしょうか。他にございませんか。

委員

議案の25ページ下の保健事業のところ、①の特定健診・保健指導事業で平成29年～令和元年度予算まで大体4～500万上がってきていますが、令和2年度予算では逆に下がるという傾向が出ていますが、何か理由があるのか教えてほしいのと、②の保健衛生普及費で脳ドック・人間ドックの検査料の助成が下がっているが、現状の希望者の数を教えてください。

事務局

1つ目の質問の特定健診・保健指導事業について、今まで受診率55%を目標にして予算計上をしていました。特定健診事業は、ほとんどが保険料財源なので当初からそれを見込んで保険料率を算出していました。実際は我々の力不足もありますが、55%は達しておらず、平成30年度では受診率48%にとどまっています。不用額として毎年3月補正で落としていたが、当初の見込みを少なめにして実際の保険料率を設定する時に、現実的な受診率を基にした支出で計上するのがいいと考え、経費を予め削った状態で計上しています。

特定健診受診者数は 40 歳以上の方が対象ですが、毎年被保険者数が減少していますので、経費が年々下がっているという側面もあります。

脳ドック・人間ドックの減少は、被保険者数の減少傾向が影響しています。以前脳ドックは 3 倍の人気があり抽選をしていましたが、ここ数年は定員割れの状況です。脳ドックにつきましては、令和 2 年度は定員を 260 名に少しずつ減らしています。今までは少しでも多くの方に受診してもらうため、連続受診不可の縛りを設けていましたが、現在縛りを無くして募集をかけています。それでも定員割れの状況です。そうは言いますが、人間ドック・脳ドック事業は、病気の早期発見に非常に大事なことです。人数を精査し、引き続き国保助成事業として進めていきたいと考えています。

会長

よろしいでしょうか。

はい。

委員

わかっているけれど教えていただきたいことが 2 つあります。

保険者努力支援制度 22 ページの 19 市町村で、順位が決まるとなれば浜田市は何位なのかと、24 ページの総務費で全国的な課題という事で、市町村事務処理標準システムの導入が進められています。浜田市・出雲市・吉賀町。県として積極的に利用し、利用市町村が増えれば徐々に金額負担も減るのではないかと。せつかく 30 年度から県が保険者として加入されたので、メリットを浜田市ではなく県が主導権を持って推進していただく様にと、もっと言っていただければと思いました。

このような状況がわかれば教えてほしいのでよろしくお願いいたします。

事務局

ありがとうございます。

1 つめの保険者努力支援制度の交付金、具体的な数字はわかりませんが 19 市町村の真ん中位になっています。本来であればもう少し頂かないというところで、浜田市で足りない部分として、後発医薬品の普及率が 80% 以上あるかないかで点数に大きく関わる部分があります。浜田市では今年になるかならないかで 80% に達していない為、点数が取れていない部分がありますので、被保険者には通知等をして啓発していきたいと思っています。

2 つめの市町村事務処理標準システムですが、平成 30 年度から広域化となってきますと今までと違うシステム・やり方でバラバラにやってきたものを直接話しながら事務のやり方等を進めていかないといけないと思います。既にシステムを導入されている所もありまして、今回 3 市町入ることによって約 1/3 は標準システムで稼働するという形です。大きいところでは、松江市が令和 4 年度内に導入の意向を示していますので、県内の被保険者数で大きな規模が標準システムに移行され事務処理を進めていくこととなります。

同じシステムを使用するという事は、それに準じた事務処理をやっていくのは非常に大事だと思います。県内被保険者証（国民健康保険証）や様式等バラバラなのですが、それは別のシステムを使用しているため、保険証の台紙もそれぞれで発注しているということになります。それをひとつのシステムを使うと標準化・共通化出来ますのでコストの削減にもなり事務の流れを変えていきますので連携がとりやすくなります。

浜田市にとって別のシステムに移るのは非常に大きな負担になりますが、このような大き

なメリットが非常に大きい事から現在準備作業を進めています。県の方にも引き続き協力の要請をお願いしたいと思います。

委員

説明ありがとうございました。

会長

他にございませんか。はいどうぞ。

委員

続けて保健事業の事ですが、特定健診の内容が乏しいと考えています。特定健診をもう少し充実した中身に揃えると受診率が上がるのではないかと。勝手には出来ないかもしれませんが、ぜひ検討をお願いしたいと思います。これは要望です。

事務局

要望はお聞きしますが、特定健診は国の制度に則って実施しています。徐々にいろんな検査が追加されてきていますが、すべて保険料に反映されるので人間ドックのようになると相当な金額が追加になります。浜田市は別の保健事業で人間ドック・脳ドックがありますので、そちらに応募をしていただきたいと思います。

会長

他にございませんか。

委員

最近国保料が高いと耳にしますが、被用者保険については、保険料を企業が 1/2、保険者が 1/2 を出すというルールだったと思いますが、68%の徴収率。高齢化が伴って被保険者は減り、医療費が高くなる。ますます被用者保険との格差が広がり、徴収率が厳しくなるのではないかと考えています。県が入っても 19 市町村の保険料は違うんですね。一括で県が保険料を決めるように将来は繋がると推測しますが、もっと公的資金を国保の保険料軽減のために導入しないと。将来的にますます国保財政が厳しく、思った事業が出来ないのではないかと。そういった面を絡み合わせて、より良い制度にもっていくよう県や国に要望を常に呼びかけていただきたい。これがベターですという事はないと思うので、繰り返し言いながらより良い制度に持っていけば、徴収率も上がるのではと思います。今後の検討課題として頑張りたいと思います。

未納額が毎年 3 億 9,000 万円ありますが、真面目に払っている人と払っていない人との間に不公平感が出ないよう、困窮者が多いと思うのですが、強い姿勢で改善をしていただきたいと思います。

事務局

先ほど申し上げた徴収率は1月末現在で、平成30年度末でいきますと全体で87.88%です。これは、県下8市のうち6番目の数字でした。島根県自体、徴収率が日本一ですので、その8市の6番目でいきますと徴収率はそう悪くはないと思っています。

徴収をもっと頑張るという話で、今年は電話催告に大変力を入れています。同月比で見ますと、昨年 1,000 件電話をかけていますが、今月末は 8,000 件電話をかけています。これ

は全部一緒の話ですが、とにかく電話をかけると現年分未納の方はすぐに入れてくれるという事で、取り組みをしています。また、差し押さえ件数で見ますとこれも全部一緒の数で、199件、同月で見ると前年を上回る徴収を行っています。ですが生活困窮者が多いようで、徴収額が昨年より半分にしかになっていない様子も見られるところです。

税務課で収納を担当していますが、租税債権優先の原則というものがあまして、税と国保料があった場合は、まず税の方から頂くという事になっています。国からの税の収納状況を見ながら、今月も現年徴収週間を設けて強化しています。必要であれば国保料についても強化週間を設けて収納率を上げるよう頑張っていきたいと考えています。

委員

5ページの収納率は96.7%と書いてありますが、この数字とは違うのですか？

事務局

平成30年度の現年だけみると96.7%になります。

委員

先ほどの68%とはどういう関係なのか。

事務局

あれは、1月末現在の今の途中経過です。

委員

わかりました。

会長

他にございませんか。

事務局

保険料の動きですが、国民健康保険の加入者について、所得の低い方に対して医療費が高いという構想的な問題があります。今でも公費が投入されていますが、より多くの公費で保険料を抑えるという要望については、引き続けていきたいと思えます。

保健料率の統一については、事業費納付金は医療費水準などによりそれぞれ異なりますので、広域化されたといいつつも保険料率が県内19市町村まちまちの状況です。県内ではほとんどの市町村が保険料率統一に向けて動くべきではとの意向ですが、県がかなり及び腰になっています。浜田市は他の市町村と連携して保険料統一に向けて具体的なステップを進める様に強く要望していきたいと思えます。

会長

はい。それでは、そのほかにご質疑、ご意見もないようでございますので、諮問第2号、令和2年度国民健康保険特別会計当初予算案につきましては、提案どおり決定をいたします。よろしゅうございますか。

各委員

「はい。」の声

会長

次にその他事項について、事務局からお願いします。

事務局

はい、失礼します。その他事項でございますが、議案の 31 ページをご覧ください。

令和 2 年度に制度改正が予定されていますので情報提供いたします。

1 点目は、低所得者の保険料負担軽減の所得基準額引き上げについてです。

国民健康保険料は、所得状況により 1 人あたりにかかる均等割と 1 世帯あたりにかかる平等割を軽減しています。その軽減区分のうち 2 割軽減及び 5 割軽減対象となる所得基準額を引き下げることにより対象世帯が拡充されます。また、拡充されたことにより、保険料収入が減る部分については、保険基盤安定繰入金で財政支援されます。

また、2 点目、賦課限度額について、令和 2 年度からは医療分が 2 万円引上げで 63 万円に、介護分が 1 万円引上げで 17 万円になることが決定しています。

これらの改正は令和 2 年度の国民健康保険料から適用されますので、条例の改正を予定しております。

その他事項について簡単ですが説明させていただきました。

それから、資料にはありませんが、次回の運営協議会を 5 月 14 日（木）13：30 から、諮問内容は保険料率について開催を予定しております。

事務局からは、以上です。

会長

その他事項について事務局から説明をいただきました。

それでは、本日予定されておりました協議事項については、全て終了いたしました。

以上をもちまして第 2 回浜田市国民健康保険運営協議会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

事務局

会長様本当にありがとうございました。

皆様方にも引き続きご協力、御指導賜りますようお願い申し上げます。

本日は、大変ありがとうございました。

【令和元年度第 2 回浜田市国民健康保険運営協議会 14 時 45 分 閉会】